

## 判決の受け止め

2024年10月29日  
原告2/鈴木朝子（仮名）

2019年8月に退職して性被害者の相談支援機関や精神科を訪ねたのち、笹本弁護士に相談を開始したのが同年12月でした。2020年4月に北岡氏へ内容証明郵便を送り、謝罪や福祉業界の役職の辞任などを求めましたが、北岡氏の代理人弁護士からの「本人に思い当たるところがあるので慰謝料を400万円支払うがどうか。北岡氏は福祉業界で功績があるし、本人の生活もあるので関連する役職からの辞任はしない」という愕然とする返事を受けて、絶対に許してはいけないと強く思いました。高い人権意識が必要な福祉業界において、卑劣な性暴力やハラスメントをした人間が役職に就くことは重大な問題だと思います。それにも関わらず、自分は功績のある人間だから許されるというのはあまりに傲慢ですし、自身の加害行為をあまりに軽視しています。このような人が福祉業界で権力を持っていることに、改めて危機感を抱きました。新たな被害者をつくらないためにも、無かったことにさせないと提訴に踏み切りました。

裁判の準備を始めてからだと約5年がたち、ようやく判決がおりました。

北岡氏個人への訴えに関しては、2度の性暴力や口止め行為、パワハラ行為などほぼすべての被害について、「被告北岡が原告2に対する性的欲求の実現のためにした行為であって、継続的に繰り返されたものと認められるから、原告2に向けられた一連一体の行為として、継続的な不法行為に当たる」と認められましたが、最後の不法行為から3年の時効が成立していると棄却されました。

2015年に、出張先の北海道で、北岡氏から、今すぐ100km以上運転して帰ってくるよという命令を受けた際に、運転初心者である私が、そんなことは不可能だと反発したことや、家族などに漠然とセクハラやパワハラにあっていると話したことがあることなどから、北岡氏を訴えることができなかつたとは言えないと判断されたことについては、到底納得できません。パワハラに反発することと、性暴力被害を訴えることは全く次元が違うもので、性被害者の心理状態がまだ理解されていないと思いました。また、近い人にセクハラにあっていると話したことや、辞職願を出した後で上司らにセクハラ被害を話したことを理由に、私の「退職するまで訴えられなかつた」主張が否定されたことも納得できません。

ただし、訴えることができた被害のほぼすべてが事実認定されたことは、本当に良かったです。判決文を読みながら、安堵して涙があふれてきました。提訴してから、元同僚たちは次々に連絡をくれ、たくさんの方々に支えていただきましたが、それでもずっと、性被害を信じてもらえない怖さがありました。ようやく、北岡氏のやった卑劣な加害行為を事実だと認めてもらうことができ、提訴した時の「性暴力やハラスメントを無かったことにさせない」という思いが果たされた瞬間でした。退職していたので手元に残っている資料や証拠が少ない状態でしたが、諦めずに自分の正しいと思う道を歩いてきて良かったです。応援して下さった皆さま、本当にありがとうございました。社会福祉法人グローの安全配慮義務違反は、北岡氏の不法行為が事実認定されたうえで認められたものであるということも、あえて記しておきます。

しかし勝訴しても、「普通に働きたかつた」時間が取り戻されるわけではないですし、悔しいですがトラウマはきっと一生無くなりません。この裁判を知った方々には、性暴力やハラスメントがいかに罪深いものなのかを考え続けてほしいです。新しい被害者を生まないために、私も考え続けたいと思います。